

奈良県告示第十六号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第三条第二項の規定により、次のとおり医師から指定の辞退があつた。

令和三年四月二十三日

奈良県知事 荒 井 正 吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日
中尾 重夫	中尾医院	磯城郡田原本町二二一の六	眼科（視覚障害）	平成十三年五月十六日
澤井 冬樹	澤井内科	吉野郡下市町大字新住一一五―一	内科（心臓機能障害）	平成三十一年三月三十一日
乾 修	乾医院	桜井市大字桜井三三―一	耳鼻咽喉科（聴覚・平衡機能障害、音声・言語・そしやく機能障害）	令和二年十二月三十一日
関谷 直	関谷外科胃腸科	葛城市北花内六九二	外科（ぼうこう機能障害）	令和三年二月二十八日
山内 昌孝	川西診療所	磯城郡川西町大字結崎四五二―九八	内科（肢体不自由）	令和三年三月一日
森岡 光子	森岡医院	橿原市曾我町九二八―一	眼科（視覚障害）	令和三年三月二日

枅岡 進	医療法人枅岡診療 所	香芝市磯壁四―一 六二―一	整形外科・外 科（肢体不自 由）	令和三年三 月三十一日
---------	---------------	------------------	------------------------	----------------